



令和2年4月10日（金）

【照会先】

青森労働局職業安定部職業対策課

課長 神田 康 幸

課長補佐 山 谷 良 子

電話 017-721-2003

報道関係者各位

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例を拡充します！

～雇用調整助成金の活用による従業員の雇用の維持をお願いします。～

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の追加実施と申請書類の大幅な簡素化を行います。

【拡充のポイント】

1. 雇用調整助成金の特例措置の追加実施について

(1) 緊急対応期間（令和2年4月1日～同年6月30日）の休業等の上乗せ特例

○休業又は教育訓練を実施した場合の助成率を、中小企業については2/3から4/5へ、大企業については1/2から2/3へ引き上げます。

さらに、事業主が解雇等を行わず、雇用を維持した場合、当該助成率を、中小企業については4/5から9/10へ、大企業については2/3から3/4へ引き上げます。

○雇用保険の被保険者でない労働者も対象とします。など

(2) 雇用調整助成金を活用しやすくするための運用面の特例

○事後提出が可能な期間を令和2年5月31日から同年6月30日に延長します。

○短時間休業の基準を緩和し、大幅に活用しやすくします。など

2. 雇用調整助成金の申請書類の大幅な簡素化について

○申請書類等については、大幅に簡素化し、事業主の申請手続きの負担を軽減します。

雇用調整助成金のお問い合わせは、新型コロナウイルス感染症による経済活動等への影響に対する「特別労働相談窓口」へ

1 対応時間 8：30～17：15（土日・祝日を除く）

2 窓 口

・青森労働局職業安定部職業対策課 TEL 017-721-2003

・青森公共職業安定所 TEL 017-776-1561（部門コード 33#）

・八戸公共職業安定所 TEL 0178-22-8609（部門コード 32#）

・弘前公共職業安定所 TEL 0172-38-8609（部門コード 32#）

※ なお、拡充の詳細については、厚生労働省において発表されています。